

緊急事態宣言解除に伴う市立小・中学校及び高等学校における感染症対策について (令和3年10月実施)

1 緊急事態宣言の解除について

9月28日、政府は、静岡県の緊急事態宣言の解除を決定した。

静岡県警戒レベルは、国の示す「ステージⅣ」から「ステージⅡ」に改善され、文部科学省の衛生管理マニュアル上の「地域の感染レベル」については、これまでの「レベル3」から「レベル2」に移行することとなり、これは、令和3年度当初と同様の状況となっている。

2 学校運営の方針について

これまで、各学校及び各家庭での感染症対策をはじめとする様々な取組により、市立小・中学校及び高等学校では、教育活動を起因として感染が広がるという状況は、依然として確認されておらず、学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業についても実施することなく、学校運営が継続されてきた。

また、現在の市内の感染状況は、9月19日以降、新規感染者数が20人を下回るなど、以前と比べ感染拡大を抑えつつあるが、今後も引き続き、9月のシルバーウィークの人の動きによる影響など、学校を取り巻く環境を見極める必要がある。

ワクチン接種については、現時点で教職員の希望者のほぼ100%の接種が完了しているが、若年層を含めた市民の接種希望者の接種完了見込みは11月7日となっている。ワクチン接種の状況や効果を見極めながら、引き続き感染に留意した行動が求められる。

これらの状況を踏まえ、今後の学校運営の方針については、これまでの基本的な感染症対策は継続しつつ、教育活動の取組については、部分的に緩和して児童生徒の学びの保障等に努めることとする。

3 感染症対策の概要

(1) 感染症対策について

- ・マスクの着用、手洗い、「3密」の回避（「1密」にも留意）、屋外での活動においても感染症対策を講じることなどを徹底する。
- ・給食、体育、部活動において、マスクを外した際に、児童生徒間の距離を確保したり、会話を控えたりすることを徹底する。
- ・合唱・調理・密集する運動などの感染リスクの高い教育活動は、短時間・距離の確保・換気などの対策を講じた上で実施する。

(2) 保護者との連携について

新型コロナウイルスを校内に持ち込まないことが重要であるため、次の点について、保護者の協力を得て取り組むようにする。

- ・児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等に相談・受診すること。（受診しないまま熱が下がり、後日登校することは、感染のリスクが危惧されます。）

- ・児童生徒や同居家族に発熱等の風邪症状がある場合等には、登校しないこととする。
- ・学校外での生活においても、濃厚接触者の定義にあたるような行動をしないよう留意していただく。(例) マスクを外した状態で友だちと会話したり食事したりすることや、換気の悪い室内で15分以上、友だちと一緒にいることなど。

参考；児童生徒等に発熱等の風邪症状がある場合の手順（詳細は、**別紙2**にて確認願います。）

- ① かかりつけ医に相談・受診する。
- ② かかりつけ医がない場合や、かかりつけ医で対応できない場合
 - ア 微熱 → 「静岡市新型コロナなんでも相談ダイヤル」に相談する。
 - イ 高熱、息苦しさ、強いだるさ → 「発熱等受診相談センター」に相談する。

4 指導上の留意事項について

- (1) 感染者が確認された場合に、学校内の活動が原因となって児童生徒、教職員が濃厚接触者となることのないように留意して日常的な活動を行う。児童生徒の行動において、明らかに濃厚接触者の定義にあたるような状況が確認された場合は、丁寧に説明して指導し、児童生徒の主体的な改善を促す。
- (2) 新規感染者数の減少、ワクチン接種率の増加、緊急事態宣言の解除などにより、児童生徒が感染症対策の効果を実感したり、不安を軽減したりすることを期待している。
一方で、今後の感染再拡大に備え、児童生徒の感染症対策に対する意識を改めて高める必要がある場合は、児童生徒の心情面に配慮して対応することが肝要である。

5 地域ごとの「学校の行動基準」に基づく教育活動の実施について（文科省マニュアルにおけるレベル2の対応例及び本市での実施方法） ※下線部は変更点

(1) 学校に新型コロナウイルスを持ちこまないための手立てについて	
① 家族の体調不良時の出席停止	
文科省マニュアル	・同居家族に風邪症状が見られる場合、登校させないこととする。
本市での実施方法 《継続》	・家族の理解と協力を得て、登校を控えていただく。この場合、宿題を課すなどして学習を保障する（欠席としない）。
② 登校時の健康観察	
文科省マニュアル	・登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにする。
本市での実施方法 《緩和》	<u>文科省マニュアルに替えて、次のとおり実施する。</u> ・ <u>密を避けて登校及び教室への入室をさせる。</u> ・登校後に発熱等の体調不良者が出た場合は、他の児童生徒との接触を避けて、安全に配慮し早退させる。
③ その他（家族間の行き来）	
文科省マニュアル	記載なし

本市での実施方法 《緩和》	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の体調不良時はもちろん、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合も、他の家庭との行き来をしないこととする。 ・必要があって他の家族と交流する際は、マスク着用に加えて換気を十分に行うとともに、<u>飲食時にはマスクを外しての会話はしないよう留意していただく。</u>
------------------	--

(2) 教科指導及び給食指導等について	
① 教科指導	
文科省マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りの感染症対策を行った上で、リスクの低い活動は実施する。 ・児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を避ける。対策を講じることができる場合は実施する。 ・音楽の合唱、家庭科の調理実習、体育の密集する運動など、特にリスクの高い活動の実施について慎重に検討する。
本市での実施方法 《緩和》	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>音楽の合唱、家庭科の調理実習、体育の密集する運動など、文部科学省の衛生管理マニュアルに記載されている「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」については、短時間・距離の確保・換気・個別の感染症対策を講じた上で、実施する。これらの対策が難しい場合は、代替措置を講じる。</u>
② 給食指導	
文科省マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学校給食の提供方法に加えて、衛生管理を徹底する。
本市での実施方法 《継続》	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの感染症対策（配膳時の児童生徒間の距離の確保など）を再度、徹底するとともに、丁寧な手洗いや消毒、喫食終了時のマスク着用などを実施し、より安全な給食時間とする。
③ 休み時間	
文科省マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの工夫が必要である。
本市での実施方法 《継続》	<ul style="list-style-type: none"> ・休み時間の過ごし方については、教職員の目が届きにくいことを踏まえて、児童生徒がトイレや水道付近に密集したり、近距離での会話や接触をしたりしないように、自分たちで約束事を決めて実行できるようにする。 ・教職員は、その状況を見届け、必要に応じて指導する。

(3) 部活動の実施について	
文科省マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。 ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動等の実施は慎重に検討する。
本市での実施方法 《緩和》	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のみの活動とし、下記の事項を徹底した上で実施すること。 <u>「STEP1（校内）」→「STEP2（市内）」</u>
◆担当教員は、下記の留意点及び【対外的な活動の留意点（令和3年3月26日O2静教教学教	

第 4024 号「令和 3 年度 静岡市部活動の行動基準について」】を参考に担当する部活動の実態に沿った感染症対策プランを見直すこと。

- ◆市外における上位大会への参加については、遠征先の感染状況を考慮した上で、学校として必要性を判断する。
- ◆部活動への参加については、各家庭の事情等を配慮し、本人と保護者の意向を十分に受け止め、強制にならないようにすること。
- ◆運動部においては、対外試合におけるケガや熱中症のリスクを認識し、段階的かつ計画的に実施すること。

留 意 点

- ・ 相手と接触したり、組み合ったりする活動の実施については、時間を短くする、回数を減らす等の対策を行った上で、慎重に判断する。
- ・ 近距離で向き合っでの発声は行わない。
- ・ 指導者は、活動中に限らず、活動前後の付随する場面での指導も継続して徹底する。
(部室内での着替え、準備片付け、休憩、飲食、下校時など)
- ・ 屋外でできる活動は屋外で行う。
- ・ 集団でのランニングは行わず、互いに十分な距離をとって行う。
- ・ 屋内での演奏や共同作業は、互いの距離感が保てる人数制限、十分な換気などに配慮する。
- ・ ミーティングや集合時は、互いの距離間に留意し、短時間で行う。
- ・ 屋内の活動では、2 方向以上の窓を開放するなど換気を心掛ける。
- ・ 楽器等については唾液の処理等も適切に行う。
- ・ ラケット、グローブ、楽器等の道具は、できる限り共有はしない。
- ・ 共有する道具、よく手を触れる場所（手すり、ドアノブ）の消毒を行う。
- ・ 部室や更衣室の利用は、換気に注意し、少人数及び時間差で使用する。
- ・ 共有のボトルやコップの使用はしない。

(4) 学校行事について

① 修学旅行および集団宿泊的行事

文科省マニュアル	・ 有意義な教育活動であるため、教育的意義や児童生徒の心情を踏まえ、一律に中止とするのではなく、適切な感染防止策を十分に講じた上で実施について配慮する。
本市での実施方法 《継続》	・ 令和 3 年 4 月 8 日付 03 静教教学教第 142 号「令和 3 年度修学旅行について（通知）」のとおり、適切な感染防止策を十分検討した上で実施について判断する。 ・ 実施に当たっては、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にする。